

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイント



補助は **何** に使えるの？
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！
問合せ はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために
お答えします。



補助対象経費 の これまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、**これまでに活用された事例をご紹介します。**

人材確保に関する経費	ICT機器等の導入経費	勤怠管理関係機器 設備費等	委託費、その他
・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費 ・複数主治医制の導入経費 ✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用 ✓ 勤務医の新規雇用 ✓ 夜勤勤務医の新規雇用 ・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費 等	・電子カルテの閲覧が可能なモバイル端末 ・音声入力システム ・AI問診・WEB問診システム ・患者向け説明動画（入院前、検査、手術前等） ・AI文書作成	・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携に係る経費 ・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費 ・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 ・医師当直室及び休憩室の改修整備	・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料 ・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費 等
等			

↑
資産につながる経費は事業者負担を求めます

ポイント

■ 補助算定方法について

病床数 × **133,000円** が補助基準（上限）額 *病床機能報告における最大使用病床数

例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額

（更なる労働時間短縮の取組を実施し一定の要件を満たす医療機関は、病床数 × 266,000円が補助基準（上限）額となります。）

■ 補助の対象となる医療機関について

年通算の時間外・休日労働時間が年720時間以上（副業・兼業先を含む）の勤務医がおり、地域医療に特別な役割がある医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）

■ 問合せ先 [（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html）](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/ishi-hatarakikata_34355.html)

補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。



以上は、毎年各都道府県知事に発出する「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の一部改正に記載されている地域医療介護総合確保基金管理運営要領の「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の別記3のポイントを簡潔にまとめた内容です。留意点は、都道府県毎に補助交付要綱が異なりますので補助のご検討にあたっては、各都道府県で示されています補助交付要綱をご確認ください。